

尾張旭市防災会議 会議録

1 日時

平成27年1月22日(木)

開始 午後2時

終了 午後2時45分

2 場所

尾張旭市役所3階 講堂

3 出席委員 20名

市長、愛知県守山警察署長(代理)、副市長、都市整備部長、消防長、尾張旭市婦人消防クラブ会長、尾張旭市歯科医師会長(代理)、瀬戸旭長久手薬剤師会会員、中部電力(株)旭名東営業所長、東邦瓦斯(株)瀬戸営業所長、(株)NTTフィールドテクノ名古屋東フィールドサービスセンタ長、愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会副会長、日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団委員長(代理)、尾張旭市自治連合協議会代表(代理)、愛知県尾張県民事務所長、愛知県尾張建設事務所長(代理)、愛知県瀬戸保健所長(代理)、尾張旭市土木業協会副理事長、尾張旭市建築業協会長、尾張旭市管工事業協同組合代表理事

4 欠席委員 3名

教育長

尾張旭市消防団長

瀬戸旭医師会長

5 傍聴者 0名

6 事務局出席職員

総務部長 野村 孝二、災害対策監兼災害対策室長 伊藤 成人、災害対策室長補佐 加藤 博英、災害対策室主事 深谷 和義、災害対策室主事補 小西 浩範

7 議題等

- (1) 尾張旭市地域防災計画の修正について
- (2) 平成27年度の市総合防災訓練の実施について
- (3) その他

8 議事

<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>ただいまから、尾張旭市防災会議を開会させていただきます。 皆様、本日は大変お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。 会議の進行を務めます災害対策室長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、はじめに本会議の会長であります市長よりあいさつ申し上げます。</p>
<p>市 長</p>	<p>(市長あいさつ)</p>
<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>ありがとうございました。 本日欠席の御連絡をいただいている委員は3名でございます。 また、尾張旭市防災会議運営要綱第3条に基づき、この会議の委員は、出席できないときは代理者が出席できることとなっております。本日6名の方が代理として出席していただいております。 本日のただいまの出席委員は、20名 であります。 尾張旭市防災会議条例第5条第2項による定足数(過半数)に達しております。会議は有効に成立することとなります。 また、尾張旭市防災会議運営要綱第5条に基づき、本会議は公開の対象とするとともに、会議録作成のため、録音させていただきますので、御了承ください。 次に本日の資料の確認をさせていただきますと思います。 (資料確認) 不足ありましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。 非常に前置きが長くなりました。 それでは、会長であります市長に議題の進行をお願いします。</p>
<p>市 長</p>	<p>本日の議題は、「尾張旭市地域防災計画の修正について」、「平成27年度の市総合防災訓練の実施について」であります。 ではまず尾張旭市地域防災計画の修正について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>説明に入ります前に、会議開催の根拠から少し説明させていただきます。 災害対策基本法第42条に規定されています。 「市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、防災基本計画に基づき、市域に係る地域防災計画を作成し、及び毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならない。」とされています。 また、同法第16条に、「地域防災計画の作成及び修正は、市防災会議の所掌事務とされている。」ところにより本防災会議を開催させていただきます。 尾張旭市地域防災計画では3つの災害対策(風水害等災害、原子力災害、地震災害)が規定してあります。 今年度も修正箇所が膨大な量ありますので、事前に配布させていただきました「尾張旭市地域防災計画の修正要旨」により説明させていただきます。</p>

なお、修正箇所の中には、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という名称が廃止され、避難行動に支援が必要な方を対象とした「避難行動要支援者」という名称が新たに作られました。

それに伴い、本計画でも「災害時要援護者」と記載している箇所について、「避難行動要支援者」や「要配慮者」（災害時に一定の配慮が必要な方）として何か所も修正が出てまいります。

また、愛知県の地域防災計画の内容と整合を図るための言葉の整理などにより修正しているものも多くありますので、御承知おきください。

それでは、尾張旭市地域防災計画の修正の要旨について、御説明申し上げます。資料をご覧ください。

今年度の主な修正事項については、大きく分けて8項目あり、

- 1 南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け
- 2 「基本理念及び重点を置くべき事項」の設置
- 3 大規模広域災害への対応方針の追加
- 4 災害対策基本法の改正に伴う修正
- 5 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正
- 6 交通規制方針、交通規制対象車両の見直しに伴う修正
- 7 特別警報の運用開始に伴う修正
- 8 名古屋地方気象台の業務の修正

以上の8つになります。

今年度の主な修正事項については、大きく分けて8項目ありますが、一つずつ順番に説明させていただきます。

まず、「1 南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け」につきまして、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正されたことを受け、これまでの「東南海・南海地震防災対策推進計画」ではなく、「南海トラフ地震防災対策推進計画」として位置付けし直す修正になります。

【新旧対照表1】に、修正内容を記載しております。

地震災害対策計画の本文では、「東南海・南海地震」と表記してあったものを「南海トラフ地震」とする修正になっており、南海トラフ地震に対する計画であることを意図しています。

P3でございます。2つ目の修正項目として「基本理念及び重点を置くべき事項」の設置についてでございます。

災害対策基本法改正で災害対策の基本理念が明確化されたことを踏まえ、本市の防災計画においても基本理念を定めることとしました。

特に、今回の改正では、被害の最小化と、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念に定めております。

また、国の防災計画の修正において、従来74項目あった「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」が8項目に整理されたことを受け、本市の防災計画においても「重点を置くべき事項」として新たに記載することとしました。

【新旧対照表2-1】及び【新旧対照表2-2】に、修正内容を記載しております。

【新旧対照表 2-1】は風水害等災害に係る基本理念及び重点を置くべき事項となっており、【新旧対照表 2-2】は地震災害に係る基本理念及び重点を置くべき事項となっています。

本市の第5次総合計画の「将来の都市像」としまして「みんなで支えあう 緑と元気あふれる住みよいまち 尾張旭」を目指すため防災は重要な施策であることを、はじめにうたっています。

本文については、長文ですので説明を割愛させていただきます。

続きまして、8ページをご覧ください。

3点目といたしまして、地震災害計画の各章の防災対策の「基本方針」に「大規模広域災害への対応方針の追加」についてでございます。

「南海トラフ地震対策推進基本計画」、「大規模地震防災・減災対策大綱」などや「県の被害予測調査結果等」をもとにして、「地震災害予防」の基本方針に、「大規模広域災害に対応するための方針」を定めております。

【新旧対照表 3】から【新旧対照表 8】までに、修正内容を記載しております。

【新旧対照表 3】は、《地震災害対策計画》第2編第1章「防災協働社会の形成推進」の基本方針に、追加の記述をしております。

以後、【新旧対照表 4】は《地震災害対策計画》第2編 第2章「建築物等の安全化」の基本方針に、【新旧対照表 5】は《地震災害対策計画》第2編 第3章「都市の防災性の向上」、【新旧対照表 6】は《地震災害対策計画》第2編 第9章「防災訓練及び防災意識の向上」、【新旧対照表 7】は《地震災害対策計画》第2編 第10章「震災に関する調査研究の推進」、【新旧対照表 8】は《地震災害対策計画》第3編 第1章「非常配備体制」の基本方針にそれぞれ、追加記述をしております。

次に、10ページをご覧ください。

P10 4点目 災害対策基本法の改正に伴う修正についてでございます。

平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴う修正を行いました。平成24年6月の際の基本法の改正の際に、付帯決議や中央防災会議の最終報告を踏まえて、平成25年6月に改正されました。

【新旧対照表 9】では、風水害、地震災害のそれぞれの計画の第2編第1章第1節の「防災協働社会の形成推進」の項目に「地区防災計画」について追加記述しております。

地域住民の防災活動の推進を明確化するとともに、地域で定める防災計画（地区防災計画としていますが）の位置づけを明確化するように定めています。

P10 中段からですが【新旧対照表 10】から【新旧対照表 12】までは、指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定についての修正を記載しています。

災害対策基本法の改正により、一時的な避難場所（指定緊急避難場所）と指定避難所の基準が明確化されたため、それに対応するものでありますが、【新旧対照表 10】では「避難所の確保」についての追加表記、【新旧対照表 11】では「避難所の整備」についての変

更であります。

P 1 1に移りますが【新旧対照表 12】では「避難所の開設」の事項で「避難所運営」について内容を変更するものでございます。

また、【新旧対照表 13】では、風水害及び地震災害計画の「要配慮者の安全対策」で、「市、県及び社会福祉施設等の管理者における措置」の事項に、避難行動要支援者の定義をするとともに、避難行動要支援者を一覧にした「避難行動要支援者名簿」の作成と更新などについて、新たに定めています。

P 1 2下段の【新旧対照表 14】では、避難の勧告・避難指示等に係る知事等の助言についての修正を記載しています。

避難勧告又は避難指示を発令する場合に、市における措置として、知事等に助言を求めることができることを新たに定めています。

P 1 3をお願いします。

【新旧対照表 15】では、被災者台帳の作成についての修正を記載しています。

市の措置として、被災者への支援を的確に行うために、被災者の情報を台帳にまとめ、関係部署で共有することを定めています。

以上が4点目の災害対策基本法の改正に伴う主な修正でありました。

P 1 4をお願いします。

5点目ですが 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正につきまして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正等を踏まえ、建築物の耐震化策を拡充するよう定めます。

【新旧対照表 16】に、修正内容を記載しております。建物の耐震の関係ですので地震災害対策計画のみの変更です。

「市が行う措置」として、地震で建物が倒壊することによる避難路の閉鎖を防ぐため、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を定め、その沿道建築物に耐震性の向上を推進していくために、耐震診断の結果を義務づけていくこととし、P 1 5中段にありますように、耐震改修促進計画でさらに耐震性向上を推進していくため、耐震診断の結果の報告期限を定めることとしております。

P 1 5下段では、沿道の建築物に耐震診断を義務づける道路の指定を「この法律」に基づき指定することとしました。

P 1 6をお願いします。6点目の改正として 交通規制方針、交通規制対象車両の見直しに伴う修正につきまして、風水害、地震災害のそれぞれの計画で行っています。

警察庁の通達により、交通規制方針、交通規制対象車両の見直し等が行われたための修正でございます。

【新旧対照表 17】に、修正内容を記載しております。

P 1 6からP 2 1に渡る「新旧対照表」となっていますが

従来は、市道なら市、県道なら県というようにそれぞれの道路管理者及び県警察の措置であった事項を、県警察が、強制力をもって緊急交通路を確保するため、細かな事項を改めて規定しております。

それぞれの事項の説明は省略させていただきます。

次に、22 ページへ移ります。

<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>7点目 特別警報の運用開始に伴う修正です。風水害等災害対策計画のみの変更です。</p> <p>気象庁が平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始したことに伴い、気象予報警報等の伝達システムの修正を行います。</p> <p>【新旧対照表 18】に修正内容を記載しております。</p> <p>図中の伝達経路の追加と伝達方法の修正を定めています。</p> <p>表中の「注意書き」にもありますように、図中の経路で2重線の経路が特別警報の発表された場合の経路であります。</p> <p>P 2 3をお願いします。 8点目の改正として、指定地方行政機関であります、「名古屋地方気象台」の業務の修正につきまして、先ほどの「特別警報」の運用等に伴う修正や、市への技術的な支援・協力を行う業務等を追加しております。</p> <p>【新旧対照表 19-1】及び【新旧対照表 19-2】に修正内容を記載しております。</p> <p>【新旧対照表 19-1】は風水害等災害に係る業務、【新旧対照表 19-2】は地震災害に係る業務となっております。</p> <p>地震災害での本市は津波の心配はありませんが、県との整合を図るために修正するものであります。</p> <p>なお、P 2 3の一番下の行に「南海トラフ地震防災対策推進地域」という記述がありますが、愛知県内全市町村が、この「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されております。</p> <p>以上、それぞれの災害対策計画で膨大な修正となりましたが、主な8つの項目について説明させていただきました。</p> <p>なお、今回の修正手続きにおきましては、愛知県との事前確認を済ませ、県からの修正箇所の指摘をされた箇所については既に変更を済ませていることを、報告させていただきます。</p> <p>これをもちまして、「尾張旭市地域防災計画の修正（案）」の説明を終わらせていただきます。</p> <p>御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。</p>
<p>市 長</p>	<p>ただいま説明しました尾張旭市地域防災計画の修正について、御質問などがあればお受けいたします。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
<p>市 長</p>	<p>御意見、御質問もないようですので、ただいま説明いたしましたこのことについて、原案どおり決することについて、御異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>市 長</p>	<p>御異議なしと認めますので、尾張旭市地域防災計画の修正については、原案どおり決定します。</p> <p>続いて、平成27年度の市総合防災訓練の実施について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>それでは議題の2「平成27年度市総合防災訓練の実施について」説明させていただきます。</p> <p>資料の「平成27年度の市総合防災訓練の実施について（案）」を見ていただきたいと思います。</p> <p>まず、下の「参考」をご覧ください。</p>

	<p>平成15年度からの過去の市総合防災訓練の実施日、実施場所を載せております。</p> <p>現在の年度ごとに小学校を巡回し地域で開催することになったのが、約30年前からでありまして、1年に1校区、8月の下旬の日曜日に開催しております。</p> <p>以前は夜開催でありましたが、近年は昼間の開催であります。</p> <p>雨により中止となった場合は、翌年度に同じ小学校で延期し実施しております。</p> <p>訓練の内容も変わってきておりますが、特に水野市長になってからの平成24年度からは、地域の多くの方にも実践訓練として参加していただいております。</p> <p>今年度は8月24日日曜日の午前に、旭丘小学校で実施しました。</p> <p>本日は、来年度平成27年度の訓練実施「日」と「場所」について、市の案をお示しし、承認願いたいということで議題とさせていただきます。</p> <p>ご覧の通り、開催の期日は8月23日、日曜日とし、開催場所は順番では白鳳小学校となりますので、白鳳小学校で実施したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>よろしく御審議賜りますようお願いいたします。</p>
市長	<p>ただいま説明しました平成27年度の市総合防災訓練の実施について、御質問などがあればお受けいたします。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
市長	<p>御意見、御質問もないようですので、ただいま説明いたしましたこのことについて原案どおり決することについて、御異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
市長	<p>御異議なしと認めますので、平成27年度の市総合防災訓練の実施については、原案どおり決定します。</p> <p>議題は終了しましたので、進行を事務局に戻します。</p>
災害対策監兼 災害対策室長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、次第の3の「その他」に入ります。報告事項が1点ありますので、室長補佐から説明させていただきます。</p>
災害対策室長補佐	<p>(平成26年度防災関係事業について説明)</p>
災害対策監兼 災害対策室長	<p>報告を終わらせていただきます。</p> <p>本日の防災会議の内容はすべて終了いたしました。</p> <p>議題につきましては、慎重に御審議賜りありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方には、今後とも本市の防災行政への更なる御協力をお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、尾張旭市防災会議を終了させていただきます。</p>